



熊本県公報

号外 第38号
令和4年(2022年)
6月27日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 1
- 教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を廃止する規則…………… (") 4

登 載 依 頼

熊本県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状に関する規則(昭和30年熊本県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第13条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
第14条中「必要とする免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。
第15条第2号中「免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。
第16条第2項を削る。
第17条第2号、第18条第1号、第19条第2号及び第22条第1項第1号中「免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。
第24条の見出し中「第18項」を「第17項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同条中「第18項」を「第17項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同条第2号中「免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。
第26条第2号中「免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。
第26条の2第1項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項を削る。
第26条の3第1項第4号中「その免許状に係る別表2に定める書類(免許状の写を除く。)」を「所有する免許状の写」に改める。
別表2を削る。
別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第13条関係)

[illegible]

3 職 歴			
年	月	日	
4 身上に関する事項及び賞罰等			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			
注 1 太線枠内は記入しないこと。 2 現住所は番地まで記入し、年月日には年号を付し、数字は算用数字を用いること。 3 「2 免許・資格」以下については、該当する事項がない場合はその旨記入すること。 4 学歴は、中学校入学から記入し、休学及び退学についても記入すること。また、高等学校、旧専門学校、大学等には、科、学科及び学部名を記入すること。 5 職歴には、従事した順に全て記入し、休職、復職、産前産後休暇、育児休業、傷病休暇及び退職についても記入すること。賃金、給与等は記入しなくてもよい。 6 教員免許状は、所有するもの(旧免許状も含む。)全てについて記入し、教科及び授与権者名も記入すること。			

附 則
この規則は、令和4年7月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第5号

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を廃止する規則
教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則（平成21年熊本県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則
この規則は、令和4年7月1日から施行する。